

現代社会と人権

(Modern Society and Human Rights)

担当教員名: 准教授 抱 喜久雄

【概要】

憲法13条前段は、「すべて国民は、個人として尊重される」と定めている。これは、憲法第三章の保障する基本的人権の根底に個人主義という価値原理が横たわっていることを明確に宣言したものである。この個人主義という価値原理に立脚する基本的人権について、できるだけ具体的な例を挙げつつ講義したい。

【授業の一般目標】

なぜ基本的人権の保障が重要なのか、日本国憲法の保障する基本的人権の具体的内容はどのようなものなのか、現実には生起している人権問題とはどのようなものなのか、についての理解を深めることを目標とする。

【成績評価方法・基準】 定期試験またはレポートで評価する。

【備考】 (担当教員に対する質問等の連絡方法)

質問時間：金曜日15：10～16：40（6号館2階・抱研究室にて）